

補助金等の見直し方針・交付基準

I 総括事項

1 趣旨

この見直し方針・交付基準は、都市経営システム推進大綱・実施計画に基づき策定するものであり、限られた財源の中で「選択と集中」を図り、補助金等の適正化に向けた新たなシステムの構築を目指すものである。

2 用語の定義

- (1) 補助金等…補助金、交付金、利子補給金及び個人給付金をいう。
- (2) 補助事業等…補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- (3) 補助事業者等…補助金等の交付を受けて、事務又は事業を行う者をいう。個人、団体等を含む。
- (4) 団体運営補助…団体の運営に必要な基礎的経費に対する補助金をいう。
- (5) 事業補助金…団体や事業者、個人が主体となって行う活動、事業に対する補助金をいう。
- (6) 個人給付金…主に生活維持と健康福祉の増進を目的とした個人に対する金銭の給付をいう。
- (7) 間接補助…補助金等の交付を受けた者とその最終受益者が異なるもの。特に団体において、交付を受けた者がその管轄に属する団体(下位団体)へさらに補助金として、全部又は一部を支出する場合をいう。
- (8) イベント等実行委員会補助…行政自身もその実施主体の一員となって実施するイベント等を行うために組織された実行委員会に対する補助をいう。

II 基準の設定

現行(又は新設しようとする)補助制度の性格やあり方が適切かどうかを判断する拠り所となる「基本方針」、及び実際に補助金を交付するに当たって用いる統一的な基準としての「補助金等交付基準」を次のとおり設定する。

1 基本方針

(1) 補助制度の適否判断基準

次の観点から当該補助制度の性格について点検を行い、不適当なものについては、説明責任に十分留意した上で、廃止・縮小とする。

① 公益性

ア 行政の責任分野の事業であるか(公費を投入しても支援すべき公益性があるか)。

イ 個人又は一部の者の利益となっていないか、市民全体・社会全体の利益に直接又は間接的につながるか。

ウ 市民生活や地域社会を豊かにするものか。

エ 社会貢献活動、模範的活動又は先駆的活動と言えるか。

オ 行政の補完的役割を担うものか。補助することにより、行政側が意図する施策目的が助長されるか。

② 必要性・効果性

ア 効果(=補助目的や公益)に対して、現在の補助金額は過大となっていないか。

イ [団体運営補助金の場合]団体において、会費や協賛金等市補助金以外の財源を拡大する可能性はあるか、またその努力をしているか。

ウ [個人給付金の場合]一定の生活水準の維持に必要なものか。

エ 社会経済等の情勢等の変化により、必要性・効果性は失われていないか。またはすでに補助目的を達成していないか。

オ 以前、国・県における奨励事業又はパイロット事業であったものが、その期間終了後も市補助だけが継続して残ったものではないか。

カ 補助金方式を見直し、当該補助事業等が目指す効果と同一の効果が見込まれる代替事業への転換が図れないか。

③ 公平性・公正性

ア [団体補助金の場合]同趣旨の他団体と比較して、補助金額や補助制度に差がないか。

イ [団体補助金・事業者補助金の場合]補助事業者等の会計処理及び補助金の使途が明確に公開されているか。

(2) 補助制度の整理統合

目的が類似する補助金や補助先(補助事業者等)が同一であるものについて、費用対効果を勘案した上で整理統合する。

(3) 団体の運営費補助から事業補助への見直し

① 運営費と事業費をきちんと区分した上で、運営費補助の部分を縮小し、事業補助の部分を拡充する。

② 運営費の縮小分は、団体向けに市であらたな事業補助メニューを創設して市の政策目的に誘導、もしくは団体から補助事業等の提案を受け付ける方向で検討する。

(4) 個人給付の見直し

個人給付は、必要性・効果性等を検証する中で縮小し、自立支援型事業(ソフト事業等)への転換を図る。

2 補助金等交付基準

(1) 国・県等に随伴して行う補助について

① 国・県等で定める補助基本額を越える、いわゆる「上乘せ補助(継ぎ足し単独補助)」は行わない。

② 当該補助制度が国・県等において廃止・縮小された場合、以後も市単独事業として継続して行うかどうかは、「1 基本方針」に準じて判断し、また交付基準についても以下により見直すこととする。

(2) 市単独補助について

① 補助基本額(補助対象経費)

ア 補助事業者等において最も効率的かつ経済的な方法で行う場合の事業費とする。したがって、補助事業等の対象となる事業内容や購入する備品、工事等の「程度」は、必要最低限のものとする。

イ 団体運営補助金は、役員会・総会等会議費、事務局事務費、研修・視察費、上部団体負担金を対象とする。慶弔費、食糧費(会議におけるお茶代は除く)、泊付の視察費、基金積立金など、公費負担が不適当なものについては対象としない。

② 補助率等

ア 補助率は、原則として補助基本額(補助対象経費)の1/2以下とし、行政が担うべき役割の度合いにより設定する。

イ 団体運営補助金の補助率については、特に低めに設定する。

ウ 資産形成につながる補助金の補助率は、1/3以下とする。ここで、資産形成につながる補助金とは、1回あたり20万円以上の備品購入、建設的事業(施設修繕を含む)をいう。

エ 事業補助金のうち、当該事業が行政の責任の範囲であり、補助率の設定になじまないと認められるものについては、別途定める額とする。(例. 公立小・中学校、私立保育所関係)

オ 個人給付金は、一律給付とせず、所得等に応じた制限的給付とする。

(補助金等の分類と補助率)

区分	補助対象	補助率	備考
団体運営補助金	団体の運営に必要な基礎的経費	1/2以下…a	補助率は低めに設定する($a \leq b$)。
事業補助金	公益的活動、事業	1/2以下…b	補助率の設定になじまないと認められるものについては、別途定める額。
	間接補助	1/2以下	a、bに準ずる。
	資産形成につながるもの	1/3以下	
	イベント等実行委員会補助	-	協賛金等自主財源を除く全額
個人給付金		-	金額により決定。
利子補給金	支払い利息	-	利率により決定。
交付金		-	金額により決定。

③ 補助金の減額

団体運営補助金やイベント等実行委員会補助金などにおいて、繰越金が多額になっているものについては、その内容を精査の上、市補助金を減額する。

④ 予算の範囲内

①、②により算出された補助金額は上限とし、予算の範囲内で補助するものとする。

⑤ 補助制度の終期

ア 事業補助のうち、市施策目的の助長を図るための奨励的事業やモデル事業、緊急対策として実施する事業、並びに提案型(企画公募型)の事業補助については、終期を設定する。

イ 補助金額は、毎年の事業計画・実績により算定することが原則であるが、団体運営補助金については団体の継続性と事務処理の効率を考慮し、毎年ではなく3年に1回算定替えを行う定額制とする(第2・第3年度は基本的に据置きとする)。

ウ その他の補助金等についても、見直し年次を設定することとする。

⑥ 適用除外

次に該当する補助金については、上記(1)から(5)にかかわらず適用除外とすることができる。ただし、この場合その理由を明示しなければならない。

ア 市施策目的の助長を図る奨励的事業で、特に緊急性を要する場合

イ その他特に市長が認める場合

⑦ 経過措置等

この基準により大幅に減額となる補助金等については、必要に応じて、経過措置を設けるか段階的に減額することができる。